

水質管理目標設定項目の一部改正案に関する意見の募集について



厚生労働省では、水質管理目標設定項目の一部改正を予定し、その改正案に関する意見募集を平成21年11月16日まで行っています。これは、内閣府食品安全委員会における清涼飲料水に係る健康影響評価結果等を踏まえた審議結果に基づくもので、改正案の内容は下記の通りとなっています。

- ①「1,1,2-トリクロロエタン」の水質管理目標設定項目からの削除。
- ②「農薬類」の対象農薬リスト中の目標値の見直し。
 - ・「イソプロチオラン」に係る目標値を現行の「0.04mg/L」から「0.3mg/L」に改める。
 - ・「ジチオピル」に係る目標値を現行の「0.008mg/L」から「0.009mg/L」に改める。
 - ・「メフェナセット」に係る目標値を現行の「0.009mg/L」から「0.02mg/L」に改める。
 - ・「ブロモブチド」に係る目標値を現行の「0.04mg/L」から「0.1mg/L」に改める。
 - ・「エスプロカルブ」に係る目標値を現行の「0.01mg/L」から「0.03mg/L」に改める。
 - ・「ピリプロキシフェン」に係る目標値を現行の「0.2mg/L」から「0.3mg/L」に改める。

当社は厚生労働省の登録検査機関として、水質管理目標設定項目や水道法に基づく水質基準項目などの分析・測定の数多くの受注実績があり、法改正時には速やかに対応を行っています。ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

資料 2009年10月17日付 厚生労働省ホームページ

証明書発行箇所 小林正幸